

履修規程 【平成24年度版】

(目的)

第1条 この規程は、学則第13条の規定に基づき履修方法および手続きについて定めることを目的とする。

(進級要件)

第2条 2年次から3年次へ進級するためには、次の条件を充たさなければならない。(編入生は除く。)

(1) 平成24年度[2012]以降の入学生

ア 2年次修了までに授業科目の単位 42単位以上を修得すること。

イ 専門科目のうち、必修科目全単位および1・2年次配当の選択必修科目(健康スポーツ経営学科は選択科目) 20単位以上を修得すること。

(2) 平成23年度[2011]入学生

ア 2年次修了までに授業科目の単位 42単位以上を修得すること。

イ 別表1「卒業所要単位」に示す専門科目のうち、1・2年次配当科目欄の卒業所要単位を充たすこと。

(卒業要件)

第3条 卒業の資格を得るためには、別表1「卒業所要単位」に掲げる単位を修得しなければならない。

2 教育職員免許状を取得しようとする学生は、本規程に定める単位のほか「教育職員免許状取得に関する規程」に定める単位を修得しなければならない。

3 平成21年度[2009]以降の入学生については、4年次修了以降、半期毎に卒業単位を充たした時点で卒業することができる。(Semester制度導入前の平成20年度[2008]以前入学生については1年毎とする。)

(履修登録)

第4条 学生は各年次に配当された授業科目の中から履修希望の授業科目を選択し、履修届を学年始め、または学期始めの指定する期間内に提出し、履修登録をしなければならない。

2 履修登録をしていない授業科目の履修を許さない。

3 届出て登録された科目の変更・取消・追加を許さない。

4 学生は別に示す時期にコース履修願いを添えて、履修するコースを届けなければならない。

(講義区分)

第5条 講義は次のとおり区分する。

(1) 通年講義

(2) 半期講義

(3) 集中講義

(4) 特別講義

(授業科目及び受講の制限)

第6条 学生が各年次に履修することができる授業科目および単位は、別表2「授業科目一覧表」の通りである。

- 2 講義は、その内容または教室の都合等によって受講を制限し、もしくは受講人員を制限することがある。
- 3 授業科目のうち選択科目は、年度により開講しないことがある。
- 4 開講した講義でも受講人員等の都合によって開講を取り止めることがある。

(授業科目の選択の条件)

第 7 条 授業科目の選択の条件は、次のとおりとする。

- (1) 自己の所属年次より上級年次に配当された科目を履修することはできない。
 - (2) 既に単位を修得した授業科目の再履修はできない。
 - (3) 同一講義時間に 2 科目以上を重複して履修することはできない。
- 2 各年次または各学期に履修できる最高単位数は次の通りとする。

平成 21 年度以降の入学生	平成 20 年度の入学生	平成 19 年度以前の入学生
各学期 (半期)	各年次 (1 年間)	各年次 (1 年間)
22 単位	42 単位	44 単位

3 追加履修できる最大単位数

(1) 平成 21 年度以降の入学生

春学期最大 6 単位および秋学期最大 6 単位の不合格科目 (不可) の単位数について、同一学期の追加履修を認める。(休学者の場合、半年以内の休学は前年度、1 年以内の休学は前々年度の同一学期とする。)

(2) 平成 20 年度以前の入学生

前年度 (休学者の場合、休学前の年度) 不合格科目 (不可) の単位数について 12 単位まで追加履修を認める。

(補 講)

第 8 条 講義が所定の時数に達しない場合は、補講を行うことがある。

(他学科開講科目の履修)

第 9 条 基礎科目および留学生対象の日本語科目に関しては、他学科で開講している科目を履修した場合も単位を修得することができる。

- 2 専門科目に関しては、他学科で開講している科目を履修する場合は、通算 32 単位を限度として単位を修得することができる。

(学外における学修の単位認定)

第 10 条 学生が他の大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位は、

教授会の議を経て 60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. 前項の規程は、学生が外国の大学または、短期大学において修得した単位についても準用する。
3. 学生が行う短期大学または高等専門学校等の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。ただし、与えることのできる単位数は、第 1 項により修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(メディアを利用して行う授業)

第 10 条 メディアを利用して行う授業科目については、別表 2「授業科目一覧表」に示す。

(単位の認定)

第 11 条 単位の認定は試験による。試験は、通年講義の場合、各学期末に、半期講義の場合、学期末に定期試験を実施する。また臨時に試験を行うことがある。

2 前項の試験を研究報告、論文等をもってこれに代えることがある。

3 授業科目の単位を修得するためには、その授業科目を履修し試験に合格しなければならない。

4 単位を認定されなかった場合、その授業科目の単位を修得するためには、その授業科目を再履修しなければならない。

(受験資格)

第 12 条 次の各号の一に該当する場合は、試験を受けることができない。

(1) 学生証を所持していないとき

(2) 試験開始後 10 分を超えて遅刻したとき

(3) 所定の期日までに授業料その他の納入金を完納していないとき

(成績)

第 13 条 成績の評価区分は次のとおりとし、可以上を合格とする。

平成 22 年度[2010]以降の入学生			平成 21 年度[2009]以前の入学生		
評価	GP	評点	評価	GP	評点
秀	4	100~90 点	優	4	100~80 点
優	3	89~80 点	良	3	79~70 点
良	2	79~70 点	可	2	69~60 点
可	1	69~60 点	不可	1	59 点以下
不可	0	59 点以下	未受験		評価の対象外
未受験		評価の対象外			

2 平成 19 年度[2007]以降の入学生については、GPA 制度に基づく得点を併記する。

(成績の評価方法)

第 14 条 通年科目の学年成績の評価方法は原則として、各学期末試験の両方の成績を考慮して評価する。

また、講義出席状況、レポート、受講態度等を考慮することがある。

各学期末試験（追試験を含む）のいずれかを受験しなかった場合は原則として学年成績の評価を行わない。

2 半期科目はその学期末の試験の成績により評価する。評価にあたり考慮する事項は前項に同様とする。

3 受験中において不正行為が発見された場合は、以後の試験を停止し、その学期に受験した全科目について無効（評価の対象外）とする。

(出席調査)

第 15 条 授業科目に関する出席調査は全科目について実施するものとし、授業科目担当者はその取扱い管理にあたるものとする。

(公 欠)

第 16 条 次の各号の一に該当する欠席で所定の届出をした者は、前条の出席調査について公欠とし、欠席日数として算定しない。

(1) 忌引き (3 親等以内)

父母	祖父母 兄弟姉妹	叔 (伯) 父 叔 (伯) 母
7 日	3 日	2 日

但し、外国人留学生については、それぞれ 2 日延長する。

(2) 教育実習、インターンシップまたはこれに関わる真にやむを得ない場合

(3) 就職試験 (筆記・面接・適性検査) および就職説明会またはこれに関わる真にやむを得ない場合

(4) 公共交通機関の事故等による通学不能の場合

(5) 対外遠征試合出場および他大学と共催の文化活動への出席ならびに地域交流への参加

(6) 学校保健安全法施行規則第 18 条に規定する感染症に罹患した場合

(7) その他やむを得ない理由によるものと認めた場合

(公 欠 届)

第 17 条 公欠届は欠席の事実を明らかにできる証明書を添えて、前条 (1) (4) (6) (7) 号の場合は学生課、(2) 号の教育実習の場合は教務就職課、(2) 号のインターンシップおよび (3) 号の場合はキャリアサポートセンター、(5) 号の場合は学生課または国際交流センターで検印を受け、学生課に提出しなければならない。

2 公欠届は事前に提出しなければならない。

但しやむを得ない理由があるときは当該日から 1 週間以内に提出するものとする。

(臨時休講)

第 18 条 公共交通機関 (私鉄等) の事故等の場合の授業または定期試験の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 午前 7 時まで運行が再開された場合、平常どおりの授業 (試験) を実施する。

(2) 午前 10 時まで運行が再開された場合、午後の授業 (試験) は実施する。

(3) 午前 10 時まで運行が再開されない場合、当日の授業 (試験) はすべて中止する。

授業 (試験) が中止された場合、振替の授業 (試験) 日は別途掲示する。

2 天災・事故等により交通機関に支障が生じた場合または予測される場合は、授業 (試験) の中止あるいは授業 (試験) 開始時刻の繰り下げを行うことがある。

(追 試 験)

第 19 条 追試験は、第 16 条 (公欠) の各号に該当、または事故もしくは疾病傷害等、正当な理由により定期試験を受験できなかった場合、本人の申請に基づく審査の結果、認可された者に対し実施する。

(追試験受験申請)

第 20 条 追試験受験を申請する者は、別に示す期日に定期試験を欠席した理由を明らかにできる証明書等を添えて、「追試験受験申請用紙」を提出しなければならない。

(再 試 験)

第 21 条 再試験は、2 年次および卒業年次の学生に対し、次の各号に該当する場合、本人の申請に基づき実施する。

(1) 2 年次の学生（平成 23 年度[2011]以降の入学生）

- ① 再試験対象科目は、2 年次に履修登録した科目で、かつ 1・2 年次配当の必修科目および選択必修科目（健康スポーツ経営学科は選択科目）とする。
- ② 再試験の受験可能科目数は、各学期 5 科目を上限とする。
- ③ 定期試験不合格の科目を対象とし、未受験の科目は再試験の対象としない。
- ④ 再試験実施時期は、各学期末とする。

(2) 卒業年次の学生

ア 再試験科目に合格することにより、卒業に必要な単位を充たす場合に限り受験できる。

イ 平成 21 年度[2009]以降の入学生

- ① 再試験対象科目は、当該再試験実施年度（または学期）に履修登録した科目とする。
- ② 再試験の受験可能科目数は、秋学期卒業の学生は春学期分 5 科目を含み年間 10 科目、春学期卒業の学生は 5 科目を上限とする。
- ③ 再試験実施時期は、秋学期卒業の学生は年度末、春学期卒業の学生は春学期末とする。

ウ 平成 20 年度[2008]以前の入学生

- ① 再試験対象科目は、当該再試験実施年度に履修登録した科目とする。
- ② 再試験の受験可能科目数は、年間 10 科目を上限とする。
- ③ 再試験実施時期は、年度末とする。

(3) 再試験を行わない科目

- ① SDセミナーA・B、基礎ゼミA・B、専門ゼミIA・B、専門ゼミIIA・B
- ② スポーツIA・B、スポーツIIA・B
- ③ DAWIA・B、DAWIIA・B、DAWIIIA・B、DAWIVA・B
- ④ ダンスIA・B、ダンスIIA・B、ダンスIIIA・B、ダンスIIVA・B、
- ⑤ ボイス・トレーニングIA・B、ボイス・トレーニングIIA・B
- ⑥ ROSE（海外語学・経済研修）
- ⑦ インターンシップ、キャリアデザインIA・B、キャリアデザインIIA・B
- ⑧ 教職に関する科目

（追・再試験の受験料）

第 22 条 追試験及び再試験を受ける者は、試験日までに次の受験料を納付しなければならない。ただし、第 16 条に規定する公欠については、追試験受験料を免除する。納入済みの追・再試の受験料は返還しない。

区分	受験料	
追試験	1 科目	1,000 円
再試験	1 科目	3,000 円

（追・再試の評価）

第 23 条 追試験の成績評価は定期試験に準じるものとする。

- 2 再試験の成績評価は「可」以下とする。

(クラスカウンセラー)

第 24 条 学生は、クラスカウンセラー（担任）制度を活用し、修学上の指導を受けることができる。

(スポーツマネジメント施設使用費)

第 25 条 スポーツマネジメント施設を使用する学生は、所定の期限までに次の施設使用費を納付しなければならない。

学 年	2 年次	3 年次	4 年次
納入期限	4 月末	4 月末	4 月末
金 額	20,000 円	20,000 円	20,000 円